

船橋市国民健康保険料の徴収猶予に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第27条の徴収猶予に関する事務の取扱いについて、船橋市国民健康保険条例施行規則（昭和47年船橋市規則第22号。以下「規則」という。）及びその他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 納付義務者が条例第27条に規定する徴収猶予を受けようとする場合には、規則第25条に規定する国民健康保険料徴収猶予申請書（規則第15号様式。以下「申請書」という。）に、収入が確認できる書類等を添えて、徴収猶予を受けようとする納期限前に市長に申請しなければならない。ただし、収入が確認できる書類を徴することが困難なとき又は適当でないときは、当該事実についての申立書を添付するものとする。

(申請書の調査等)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。）第113条の規定により、当該世帯に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は職員をして当該家族の資産・経済状況等について質問させることができるものとする。

(対象保険料及び承認期間の算定)

第4条 徴収猶予の対象となる保険料は申請後に納期限を迎える当該年度の6期分以内の期別とする。

2 徴収猶予の期間は、納期限から6か月後の末日を限度とする。

(納付指導)

第5条 市長は徴収猶予を受けた納付義務者に対して、保険料の納付計画に基づきこれを確実に納付するよう指導する。

(保険料徴収猶予の取消)

第6条 市長は保険料の徴収猶予を受けた納付義務者が、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の徴収猶予の決定を変更し、又は取り消すとともに、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

- (1) 徴収猶予を受けた者の資力又は損害が回復した場合等により、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 保険料の納付を不当に免れようとする行為があったとき。
- (3) 偽りの申請、その他不正行為により徴収猶予の措置を受けたとき。

附 則

(施行期日)

この要領は令和2年6月1日から施行する。

この要領は令和3年2月13日から施行する。

この要領は令和3年6月1日から施行する。

この要領は令和4年6月1日から施行する。

この要領は令和5年6月1日から施行する。